

平成29年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年3月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年3月10日 午前9宣告（第8日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成29年 3月10日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成28年度佐川町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成28年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成28年度佐川町水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成29年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成29年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成29年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成29年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成29年度佐川町水道事業特別会計予算 |

日程第 16	議案第 1 6 号	平成 2 9 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 17	議案第 1 7 号	さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 1 8 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 19	議案第 1 9 号	西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 20	議案第 2 0 号	さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 21	議案第 2 1 号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 22	議案第 2 2 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 2 3 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 2 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 2 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 2 6 号	佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 2 7 号	佐川町文化教育振興基金条例の制定について
日程第 28	議案第 2 8 号	佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 2 9 号	佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 3 0 号	佐川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 3 1 号	佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 32	議案第 3 2 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案第 3 3 号	佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 34	議案第 3 4 号	佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 35	議案第 3 5 号	佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 36	議案第 3 6 号	佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 37	議案第 3 7 号	町道路線の認定について
日程第 38	議案第 3 8 号	さかわ発明ラボの指定管理者の指定について
日程第 39	議案第 3 9 号	集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について
日程第 40	議案第 4 0 号	集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について
日程第 41	議案第 4 1 号	尾川地区住民センターの指定管理者の指定について
日程第 42	議案第 4 2 号	小富士集会所の指定管理者の指定について
日程第 43	議案第 4 3 号	ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について
日程第 44	議案第 4 4 号	斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第 45	議案第 4 5 号	黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定について
日程第 46	議案第 4 6 号	四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について
日程第 47	議案第 4 7 号	名教館の指定管理者の指定について
日程第 48	議案第 4 8 号	佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について

- 日程第 49 議案第 49 号 佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更について
- 日程第 50 議員派遣について
- 日程第 51 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

平成29年3月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

平成29年 3月10日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 報告第6号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第2 | 議案第50号 | 工事請負契約の変更契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について |

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号、平成28年度佐川町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（下川芳樹君）

平成28年度一般補正の部分で、繰越事業、霧生関の防災拠点整備事業と園芸振興負担金事業について、繰り越しの理由について説明をお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。霧生関工事につきまして、今年度施工しておるところなんですけども、あそこは場内の土を切り盛りをしてヘリポートとか宿营地、救援隊の宿营地等の平場を確保する工事を行っておりますけども、場内の土は、通常その山の状態の締め固まった、ある程度締め固まった状態を想定して土の切り盛りを計画していたんですけども、想定以上に締め固まってない部分がありまして、工事を進めていく段階で、土が不足してくるということが判明してまいりました。それによりまして、土の計画の見直し、具体的に言いますと、計画高を一定下げたことで土の不足を賄うというところで、土の切り盛りの計画を見直しました。それに不測の日数を要したというところで、今回、繰り越しをさせていただきたいと考えております。以上です。

1番（下川芳樹君）

園芸振興負担金事業についての繰り越し内容もよろしく願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

すみません、お答えいたします。園芸振興事業のほうにつきましては、国からの二次補正がありまして、それに対応した関係で発注時期が遅くなりまして、繰り越しをさせていただくということになりました。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、平成28年度佐川町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、平成28年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、平成28年度佐川町学校給食特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、平成28年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成28年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、平成28年度佐川町水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成29年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番(坂本玲子君)

4点ほどお伺いします。子育て支援事業で管理栄養士が新しく雇用されるようになっていますが、この栄養士はどんな仕事を担当するのか。2点目、新婚生活応援事業が新しく始まるようになっていますが、この制度の利用のための要件等をお聞きします。3点目、保育所ではアレルギー児が増加し、その調理や材料に苦慮していました。今回初めて調理員雇用の補助がつくことになっています。その内容をお聞きします。4点目、今年度の予算では、町道舗装補修に町単独事業として多くの予算が組まれています。そのねらいは何か、またその合計額と、昨年度予算と比べての増加分はどれくらいになっているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

健康福祉課長(岡崎省治君)

お答えいたします。まず、子育て支援事業につきましての管理栄養士の賃金、雇用ですけれども、これは臨時職員として雇用するもので、主な業務といたしましては、町立保育所、永野・黒岩中央保育所の給食のメニュー等の管理、それから健康福祉課で行っております乳幼児健診等の補助というものを考えております。

それから2つ目の新婚生活応援事業でございますけれども、これ、新規事業でございます。平成29年度から佐川町としては取り組みますが、28年度の国の補正予算にある少子化対策における、地域における少子化対策の一環としての事業となっております。

具体的には、新たに婚姻をした世帯に対しまして、その住居費用それから引っ越し費用、そういった住居に係る費用の一部を補助を

するというものです。1世帯当たりの補助の上限額というものがございまして、これは24万円。これは国の補助事業の対象と同じですが、24万円とする予定になっています。それから施行日ですけれども、4月1日、29年度の4月1日から佐川町としては取り組んでいくということです。あと、世帯の所得の上限がございまして、その利用する世帯の所得が合計して340万円未満ということになっています。あと、これについては佐川町の補助金の要綱を作成をして詳しく内容を取り決めて実施をすることにしております。

3つ目ですけれども、アレルギーの雇用に対する補助ということ、これも新規の取り組みとして29年度から予算計上してあります。これは、この予算のテーマは私立保育所、佐川町内の5園の私立保育所の給食の調理員に対しまして、アレルギー対応が必要な子供さんに対しての個別の調理員の雇用に対して、その費用の2分の1を補助をするという形の、これは町単独の補助事業ですけれども、そういう内容となっております。私のほうからは以上です。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。御質問のありました町道のその舗装補修にかかわる事業費ですけれども、町単独費のほうで、昨年度2千万円から3千万円に増額をしております。その他、その町単独費のほうで維持修繕費としまして、農道水路等含めまして、昨年度から言いますと4,750万円ほどの増額をしております。これの目的としましては、昨年、その12月定例会で永田議員のほうから、要望事業の積み残しへの対応について御質問がありました。

山間地域におきまして、高齢化もあり、土水路の維持管理が大変な状況になってきている、と。耕作を諦めて耕作放棄地が急速に拡大することを防ぐためにも修繕などでの整備が必要。だが、その要望を出しても長いものでは4～5年たっているのに、何もやってももらえない、という声があると。要望がだんだんだんだん積み残しになっているというような内容でありました。

坂本議員から御質問のありましたように、来年度、農道水路や町道などを修繕のための町単独予算を増額させていただいておりますのは、町としてそういった積み残しを減らしていくことで、地域の課題が少しでも多く解消されていくように取り組んでいきたいと考えたからであります。

今回の増額で、今までの積み残しが来年度一挙に解消されるわけ

ではありませんけども、少しずつでも解消して行って、例えば、その農道や水路を改修することで営農を諦めかけていた人が意欲を持って働き続けられるように、また町道を改修、維持管理していくことで、誰もがその地域で、安全で安心して暮らしていけるように、社会基盤の整備に継続して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

お尋ねをいたします。まきストーブの補助ということで、去年は確か、8 台か7 台の実績があるろうかと思えますけれども。ことは減してるということですが、これは意味があつての減すようにしたのか、需要が、昨年度 100%であるならば、減すのはどうかというふうに思えますけれども。減した意味合いがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。中村議員おっしゃられますように、まきストーブの申請につきまして、今年度7 件の予算を組んでおりました。それに対しまして、今、7 件の申請が上がって来ております。来年度の予算としまして、おっしゃられますように5 件の対応できる予算を組んでいるところでございます。

減しているということになっているんですけども、今年度はその7 件という申請があつたんですけども、来年度を想定、申請5 件程度だろうということで想定をして、今、5 件で計上させておりますけども、また、申請が多くなれば、またそれは検討していきたいと考えております。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

こういった事業は、自伐林業、自然に優しい、そして化石燃料を使わないという意味で、大変有意義な事業だと思います。これから先ですね、ますますそういうことを導入することが、これからの社会の傾向というか、いい意味の傾向だと思いますので、ぜひですね、希望者がよけあるならば、検討をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

3点ほどお尋ねいたします。29年度予算で、基金の繰入金、繰入金金が6億5,151万6千円となっております。この繰り入れによると思いますか、繰り入れによって年度末の基金残高はどれぐらいに予測しているのか、それと今後数年間で基金の取り崩しが予測される事業はどうなのか、ということ。次に、地域おこし協力隊の増員が計画されています。人員とその職務の内容をお伺いしたいと思います。

そして、道路橋梁新設改良費の中で、工事請負費2億9,100万円。かなり大きな金額が計上されております。主なものは何か、場所はどこか、これをお尋ねしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。基金につきましては、29年度末で35億円ほどが残るものと予測をしております。また、今後、基金の取り崩しにつきましては、今、検討されております図書館、それから道の駅等が本格的になった場合に取り崩しの可能性が出るものというふうに考えております。以上です。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。地域おこし協力隊、平成29年4月からの隊員の人数につきましては、新規に募集をしました自伐型林業に4名、農業の担い手、トマトのほうになるんですが1名、ものづくりに3名、合計8名の隊員が新しく加わることとなっております。以上です。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。新規道路橋梁新設改良費のことについて、お答えいたします。計上されています2億9,100万円の中の、その町道改良工事につきまして説明させていただきたいんですけども、これの2億1,400万につきましては、交付金事業で工事をする事になっております。

この内訳としまして道路改良事業費と、それから舗装修繕の事業費があります。主な箇所でございますと、その改良する路線としまして3路線を考えております。1つは、市ノ瀬1号線、それから大平線、それから市ノ瀬線、29年度はこの3路線を想定をしております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第 8 号、平成 29 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成全員。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 29 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 29 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 29 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 29 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 29 年度佐川町水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、平成 29 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番 (森正彦君)

病院事業特別会計予算で、人件費が増加しております。その内容と要因の確保のめどは立っているのかどうかをお伺いします。

病院事業副管理者兼事務局長 (渡辺公平君)

お答えさせていただきます。病院事業の給与費関係でございますが、本年度予算よりは約 2,800 万円、決算見込みよりは 6 千万円余り増加させてございます。これは新たに医師が、常勤医師が増員になるようになってございます。一昨年 7 月まで高北病院で、常勤医師でございました内科医師がこの 4 月から再就職することになってございます。

それと懸案の薬剤師、ベテランの薬剤師2名が4月から採用することになってございます。それと、訪問リハビリテーションを強化していくための作業療法士1名を採用する予定でございますが、まだ人員の確保はできてございません。それと、昨年度退職し欠員になっておりました看護師1名、事務職員1名につきましては、採用予定でございます。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、平成29年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第17号、さかわぐるぐるバス実証運行に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、西佐川駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、佐川町文化教育振興基金条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町文化教育振興基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、佐川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 31 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 33 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 34 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 35 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 36 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費

に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 37 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 38 号、さかわ発明ラボの指定管理者の指定について、質疑を行います。

10 番（永田耕朗君）

指定管理者が唯一町外ということでありまして、東京の団体となっておりますが、この東京の団体に管理をさすというのを、その理由そしてどのように管理をするのか、それと委託費、これをお聞かせ願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをいたします。発明ラボの指定管理におきましては、デジタル機器を活用しましたものづくりの組織の企画、運営並びに共同で商品開発、販売を実施する事業であります。この事業は、共同開発品の佐川ロボット動物園も実施しておりまして、これらの事業の研究と企画をする事業でありまして、この特定非営利活動法人イシュープラスデザインに引き続き指定管理をお願いすることとしております。

そしてこのイシュープラスデザインは現在、拠点事務所が東京のほうにあるのですが、来年度中には、高知県の佐川町のほうに拠点を移していただくこととなっております。また今年度の予算につきましては、委託費としまして 540 万円を計上させていただいております。そして拠点の場所は旧西森歯科となっております。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

それでは、東京のほうから佐川に人員が派遣されて、佐川に管理者がおるということでよろしいですかね。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

管理者といいますか、そこで従事しているイシュープラスデザインの職員等が在住してですね管理をするような形となっております。

町長（堀見和道君）

私のほうから補足の説明をさせていただきます。佐川町、高知県に N P O 法人、特定非営利法人の拠点を移しまして、当然、その指定管理を行う場所には、管理者がいるという状態で管理をしてもらうことになっております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

わかりました。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

あとの項目にも少し関係するんですけども、大体5年間というのがその期間という、これは3年間になっているんですけども、何か、そういう意味合いっていうものがあるんでしょうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。このさかわ発明ラボに従事している職員といたしますか、地域おこし協力隊も参加をさせていただいておりますが、その地域おこし協力隊も任期3年ということもありまして、また現在、3名が従事しておるんですが、任期のその年数等も関係して3年間とさせていただきます。

10 番（永田耕朗君）

すみません、もう1点。この委託費、管理費の540万は、これは補助金ではないですか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

これは、委託費となっております。補助金ではありません。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号、さかわ発明ラボの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第39号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 40 号、集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、集落活動センター加茂の里の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 41 号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議案第 42 号、小富士集会所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、小富士集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 43、議案第 43 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 44、議案第 44 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 45、議案第 45 号、黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、黒岩老人憩いの家の指定管理者の指定について、原

案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 46、議案第 46 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 47、議案第 47 号、名教館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、名教館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 48、議案第 48 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 49、議案第 49 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、佐川町と日高村佐川町学校組合との間の学校給食調理等の委託に関する規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から報告第 6 号、議案第 50 号、議案第 51 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

報告第 6 号、議案第 50 号、議案第 51 号を日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3 として議題とすることに決定しました。

休憩します。25 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 25 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、報告第 6 号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第 6 号、専決処分の報告につきましても、平成 28 年 6 月 10 日に請負契約を締結しました佐川町立黒岩中央保育所新築工事の変更契約の締結を地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 8 日に専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

変更額は 172 万 440 円の増額で、主な増額の要因は、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に適合させるための外構工事の変更によるもので、変更後の契約金額は、2 億 195 万 2,440 円であります。

説明は以上になります。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

追加日程第2、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明いたします。

議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結につきましては、平成28年5月23日に契約を締結しました霧生関防災拠点施設（仮称）整備工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。既決契約金額は、2億181万6,360円。変更契約金額は、2億1,206万9,880円。契約の相手方は、高知市桜馬場8番20号、晃立・大川特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社晃立、代表取締役嶋崎勝昭となっております。

説明は以上でございます。議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（公文博章君）

それでは、私のほうから追加議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして説明をさせていただきます。

お手元の参考資料の議案第50号関係、A3横の平面図ですが、それをごらんください。

本工事の目的としましては、近い将来必ず来るであろう南海トラフ地震など、大きな災害への備えとしまして、大型ヘリの離発着可能なヘリポートや、被災者等への救援に当たる自衛隊、警察、消防などの宿营地用地など、大災害発生時の支援拠点となる防災拠点施設の整備を行うこととございます。工事の内容としましては、現地にある土を切り盛りしまして、ヘリポートや宿营地用地などの平場を造成して、ヘリポートと場内道路の舗装及び水路溝の整備を行うものでございます。

主な変更の要因としましては、参考資料の右下のほうに赤字で4点ほど書かさせていただいております。金額につきましては、直接工事費で書いておりまして、これに諸経費が6～7割ほど加わります。

まず、1番の変更理由、計画造成面の高さ見直しによる増額ということなんですけども、当工事につきましては、場内の測量により

まして、まず土量の算出をしまして平場を整備するため、切り土及び盛り土の計画を立てておりました。通常山などを掘削しますと、掘削された後の土の体積というものは、掘削前の山の堆積よりもほぐされて大きくなります。またほぐされた土は、盛り土として締め固めますと、当然その堆積は小さいものとなります。

そういったことを加味して、この整備計画を立てておりましたけれども、実際に整備を進めていくうちに、盛り土に使うための土量が不足することが判明してまいりました。原因としましては、当初、場内にある土を通常の山のようなある程度締め固まった状態を想定して設計をしておりましたが、実際には、部分的にほぐれた状態の場所もあったということで、そういった場所で想定以上に締め固まったということがありました。そういうことで、土が不足するという状況になってしまいました。

対応としまして、この図面の緑色のところが、当初ここの土を山を切ると。黄色の部分が、その土をこの黄色の部分に持って行って盛り上げて整備をするということで考えておりました。対応としまして、当初計画よりも整備高、高さを下げる見直しを行いました。それに伴いまして、もともと切り下げる計画であったエリアの掘削土量が増えたことなどによりまして、事業費の増となったものでございます。

②番目の変更理由の、排水構造物工の増額については、国道の下を横断してきている暗渠、これと今回の工事の水路とを接続させるために、当初計画よりも深い水路が必要となりました。そのため、水路の構造を変更したことに伴うものでございます。

③番目の安全施設工の増額については、これがその国道とそれから今回の工事の間にその私有地が残っております。こちらの方との協議の中で、これが計画ができ上がったときに防犯上どこからでも人が入って来れるような状態になってしまうというところで、その境にフェンスをというところで、フェンスのほうを設置をしております。

それと④番目仮設工の増額については、この現場は国道33号と長い距離におきまして隣接をしております。国道管理者と協議の上、工事期間中の通行車両、それから歩道通行者の安全配慮を行うために交通誘導員の配置計画を見直して増員をしております。また、歩道の仮舗装などの仮設計画も見直したことによりまして、事業増の

原因となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

盛り土の調整ということで、場内の土が減ったというふうな内容で調整作業を行うというふうな御説明がございました。場内の土を調整する上です、当初予定されていた平場面積、造成される平面部分についてですね、その増減があるのかないのかをお答えいただきたいと思います。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。計画高を全体的に見直しまして、全体的に下げようという計画をしております。それに伴いまして、若干そののり面部分が増減が出てくると思うんですけども、さほど当初の計画とは変更がないと認識しております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、工事請負契約の変更契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 51 号、工事請負契約の締結について、を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは御説明いたします。

議案第 51 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 29 年 2 月 28 日に入札を行いました斗賀野地区集落活動センター新築工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札。契約金額は 1 億 2,938 万 4 千円。契約の相手方は、高知市桜馬場 8 番 20 号、株式会社晃立、代表取締役嶋崎勝昭となっております。

説明は以上になります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、議案第 51 号の工事請負契約の締結につきまして、御説明をさせていただきます。

本工事につきましては、地域の拠点施設としまして、斗賀野地区に集落活動センターを新築するものでございます。参考資料（議案第 51 号関係）をごらんください。

まず 1 枚目が入札のてんまつ書でございます。記載金額は全て税抜き金額となっております。契約の工期につきましては、平成 29 年 3 月 31 日までとしております。2 枚目、3 枚目の資料には、工事の概要、4 枚目の資料には見取り図、面積求積図を記載しております。施設の建設場所は斗賀野あおぞら公園内で、地番は佐川町東組 2692 番地であります。敷地面積は 1,428.86 平方メートル、構造規模は木造平屋建てで、建築面積は 421.89 平方メートル。延べ床面積は 350.45 平方メートル、約 100 坪となっております。

なお、主な施設の内容としましては、事務室 26 平方メートル、小会議室 58 平方メートル、大会議室 164 平方メートル、厨房 67 平方メートルで、そのほか浴室、トイレ、玄関ホールを整備することとしております。

5 枚目の資料につきましては、平面図を、6 枚目の資料につきましては、東西南北の立面図を添付させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

10 番（永田耕朗君）

これ工期が今月 31 日いうたらちょっと無理じゃないだろうかと思うが。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。当然、年度内の完成が、日程的、時間的にも困難な状況であります。先ほど御承認をいただきました来年度への繰り越しを今回の定例会に議案として提出させていただいておまして、御承認を先ほどいただきました。繰り越し以降の工期としましては、平成 29 年の 9 月 30 日を予定しております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 50、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおり決定をいたしました。

日程第 51、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があり

ます。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

本日は、追加議案2議案も含めまして、51全ての議案につきまして御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成29年度の一般会計予算を含めまして全ての予算を御承認いただきまして、ことし4月からの来年度のスタートもしっかりと切ることができるようになりました。ありがとうございます。

また、議会初日には、農業委員9名の御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。本年7月20日から新しい組織の中での佐川町農業委員会のスタートになります。最適化推進委員さん13名も含めまして22名と、現在の農業委員数よりは数が増えます。新しい体制で佐川町の農業振興に御尽力いただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げたいとそのように思います。

また、本定例会におきまして、議員の皆様からいろいろな御質問、御意見、御提言をいただきました。まことにありがとうございました。皆様からいろいろな御質問、御意見をいただきますことで、私自身また執行部もしっかりと、より深く考えることができいております。今後とも、ぜひいろいろな角度から、いろいろな視点で、御質問、御意見を賜りたいと、そのように考えております。

ことしの1月の日経新聞で、日産自動車の会長でありましたカルロス・ゴーンさんの記事が連載されておりました。その中で、自分自身のアイデンティティーを見失わずに多様性をしっかりと受け入れることが、これからのグローバルな時代の中でとても大切だというふうに書かれておりました。

グローバルな時代でもまさにそうでしょうが、この佐川町という町の経営をするに当たっても、自分自身を見失わずに、しっかりと

多くの皆様の話に耳を傾け、多様な御意見、お考えがあることをしっかりと受けとめて、かじ取りをしなければいけないと改めて感じさせていただいております。まだまだ修行をすることがたくさんありますが、ぜひ、議員の皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻をお願いしたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

また、定例会中、今週の月曜日でしたが、3月6日、石破茂前地方創生担当大臣が佐川町にお見えいただきました。そのときには、議員の皆様にお出迎えもいただきまして、まことにありがとうございました。2時間にわたり佐川町のいろいろな取り組みを視察いただきました。大変喜んで視察もされ、帰られました。佐川町の地方創生の取り組みについて、「しっかりと後押しをしてよかったなあ、これからも頼むよ」という温かい言葉もいただきました。しっかりとまた、足もとを固めて、佐川町の地方創生に引き続き取り組んでいきたいと、そのように考えております。

本日、設置管理条例を御承認いただきました西佐川駅舎につきましては、議員の皆様も御存じかと思いますが、仁淀ブルー観光協議会の事務所としてスタートを切っております。

また、西佐川駅を御利用されている住民の方、また佐川町に来てくださっている多くの方に、「いい駅になったね」声をかけていただくことがありました。また、恐らく佐川高校の高校生、学生だと思いますが、待合所の中で、カウンターに向かって勉強をしているという風景も見られたという話も聞きました。ぜひ、町民の皆さんで大切に使用していただいて、きれいに使用していただいて、自分たちのこの地域の拠点駅だという認識で、今後もぜひ御利用いただければと思っておりますので、永く永く、御利用いただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

最後になりましたが、私の任期もあと7カ月を残すところとなりました。10月末の任期に向けて、しっかりと行政運営を進めていきたいとそのように考えております。4年間という短い時間ではありますが、公約に掲げたことをしっかりとやり遂げ、また新しい未来に向かって希望を持って進んでいけるように、この7カ月間全力で町政運営に邁進してまいります。ぜひ、引き続き、議員の皆様にも御指導いただきますようお願いを申し上げまして、本定例会におきます閉会の御挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ここで、私のほうから申し上げます。皆さん御承知のとおり、横山総務課長が3月末をもちまして定年退職となります。横山課長におかれましては、長きにわたり管理職職員としてさまざまな要職を務められ、本会議に臨んでこられました。本会議場での職務は本日が最後であろうと思われます。横山課長の御労苦に対しまして、ねぎらいの拍手で送りたいと思いますので、御同意をお願いしたいと思います。御苦労さんでした。

（拍手）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成29年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時50分